

# 1 一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について

## (1) 一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度

### ① ダイオキシン類の排出基準への対応状況

市町村及び事業者が設置する一般廃棄物焼却施設の排出基準への対応状況は次のとおりである。

#### ア. 市町村の設置する一般廃棄物焼却施設

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の調査対象期間に排ガス中のダイオキシン類濃度の測定を行った 2,053 炉のうち、排出基準を超過したのは 2 炉であった。

焼却処理能力		排出基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	左記基準を 下回った炉数	左記基準を 上回った炉数	調査炉数 合計
既設	4t/h以上	1	454	1	455
	2t/h以上～4t/h未満	5	678	0	678
	2t/h未満	10	368	1	369
新設	4t/h以上	0.1	213	0	213
	2t/h以上～4t/h未満	1	176	0	176
	2t/h未満	5	162	0	162
合計			2,051	2	2,053

注 1) 調査対象炉 2,113 炉のうち、調査対象期間（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）に排ガス中のダイオキシン類濃度を測定した 2,097 炉について集計した。ただし、複数の炉の共通煙道において測定した場合には 1 炉と計算しているため、調査炉数は 2,053 炉である。

注 2) 平成 9 年 12 月 1 日以前に設置または設置の届出がされていた施設を既設、平成 9 年 12 月 2 日以降に設置または設置の届出がされた施設を新設としている。

排出基準を超えた 2 炉についての対応状況及び現状は次のとおりである。

0	測定結果		排出基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	都道府県 政令市名	対応状況及び現状
	濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	測定日			
4t/h以上	2.7	平成25年8月21日	1	香川県 (高松市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年8月21日に排ガス中のダイオキシン類濃度が排出基準を超過したため、高松市環境指導課に報告し、施設の使用を停止するよう指導された。</li> <li>原因調査を行い、折損していた金具(放電極振れ止め)の取替えおよび薬品の供給不足を防ぐ対策(ブリッジ現象の除去のため、定期的に圧縮空気を噴射する等)を実施した。</li> <li>試運転を行い、平成25年11月6日に排ガス中のダイオキシン類を測定し、平成25年12月2日に排ガス中のダイオキシン類濃度の基準の適合を確認し、高松市環境指導課に報告した上で、平成25年12月4日より、施設を再稼働した。</li> <li>再測定を行った結果(平成26年3月5日)、2号炉は0.081ng-TEQ/m<sup>3</sup>Nとなり、基準の適合を確認した。</li> </ul>
2t/h未満	20	平成26年1月15日	10	長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年2月21日に測定結果が判明し、施設使用を停止し県へ基準超過を報告した。</li> <li>原因究明調査を実施し、平成26年3月7日に改善計画書を県へ提出した。</li> <li>改善策(バグフィルターろ布の取替え、薬品定量供給装置の閉塞除去、清掃等)を実施した後に排ガス中のダイオキシン類濃度の再測定を実施した。</li> <li>平成26年3月27日、県へ再測定結果及び施設改善完了報告書を提出した。</li> <li>平成26年4月8日、県より施設使用停止解除及び維持管理の徹底について通知された。</li> </ul>

イ. 事業者の設置する一般廃棄物焼却施設

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の調査対象期間に排ガス中のダイオキシン類濃度の測定を行った 53 炉は、全て排出基準に適合していた。

焼却処理能力		排出基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	左記基準を 下回った炉数	左記基準を 上回った炉数	調査炉数 合計
既設	4t/h以上	1	1	0	1
	2t/h以上～4t/h未満	5	4	0	4
	2t/h未満	10	16	0	16
新設	4t/h以上	0.1	13	0	13
	2t/h以上～4t/h未満	1	2	0	2
	2t/h未満	5	17	0	17
合計			53	0	53

注 1) 調査対象期間（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）に排ガス中のダイオキシン類濃度を測定した調査対象炉 55 炉について集計した。ただし、複数の炉の共通煙道において測定した場合には 1 炉と計算しているため、調査炉数は 53 炉である。

注 2) 平成 9 年 12 月 1 日以前に許可または許可の申請がされていた施設を既設、平成 9 年 12 月 2 日以降に許可または許可の申請がされた施設を新設としている。

注 3) 本調査の対象施設は一般廃棄物のみを処理する焼却施設とし、産業廃棄物処理の許可を有する施設は対象としない。

② 一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

ア. 市町村の設置する一般廃棄物焼却施設

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の調査対象期間に排ガス中のダイオキシン類濃度の測定を行った 2,053 炉におけるダイオキシン類濃度の測定結果を以下に示す。

また、これらの濃度分布を別表－1、別図－1 に示す。

焼却処理能力	調査炉数	排ガス中のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		
		平均値	中央値	最小値 ～ 最大値
4t/h以上	668	0.04	0.0025	<0.01 ～ 2.70
2t/h以上～4t/h未満	854	0.25	0.05	<0.01 ～ 4.10
2t/h未満	531	0.57	0.07	<0.01 ～ 20.00
全体 (調査炉数は合計)	2,053	0.25	0.02	<0.01 ～ 20.00

注 1) 調査対象炉 2,113 炉のうち、調査対象期間 (平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日) に排ガス中のダイオキシン類濃度を測定した 2,097 炉について集計した。ただし、複数の炉の共通煙道において測定した場合には 1 炉と計算しているため、調査炉数は 2,053 炉である。

注 2) 排ガス中のダイオキシン類濃度は、0.01 未満の値を<0.01 と表記している。

イ. 事業者の設置する一般廃棄物焼却施設

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の調査対象期間に排ガス中のダイオキシン類濃度の測定を行った 53 炉におけるダイオキシン類濃度の測定結果を以下に示す。

また、これらの濃度分布を別表－2、別図－2 に示す。

焼却処理能力	調査炉数	排ガス中のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		
		平均値	中央値	最小値 ～ 最大値
4t/h以上	14	0.01	0.0005	<0.01 ～ 0.05
2t/h以上～4t/h未満	6	0.22	0.01	<0.01 ～ 0.70
2t/h未満	33	0.58	0.09	<0.01 ～ 7.30
全体 (調査炉数は合計)	53	0.38	0.02	<0.01 ～ 7.30

注 1) 調査対象期間 (平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日) に排ガス中のダイオキシン類濃度を測定した調査対象炉 55 炉について集計した。ただし、複数の炉の共通煙道において測定した場合には 1 炉と計算しているため、調査炉数は 53 である。

注 2) 排ガス中のダイオキシン類濃度は、0.01 未満の値を<0.01 と表記している。

注 3) 本調査の対象施設は一般廃棄物のみを処理する焼却施設とし、産業廃棄物処理の許可を有する施設は対象としない。

(2) 一般廃棄物焼却施設の休止及び廃止の状況

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間において、市町村の設置する一般廃棄物焼却施設では 46 炉が廃止された。平成 25 年 4 月 1 日以降に休止し、平成 26 年 3 月 31 日現在でも休止中の炉は 42 炉である。一方、平成 26 年 3 月 31 日現在で、稼働中の炉は 2,025 炉である（別図－3 参照）。

また、事業者の設置する一般廃棄物焼却施設では 2 炉が廃止された。平成 25 年 4 月 1 日以降に休止し平成 26 年 3 月 31 日現在でも休止中の炉は 1 炉である。一方、平成 26 年 3 月 31 日現在、稼働中の炉は 52 炉である（別図－4 参照）。

(3) 一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の総排出量の推計

個々の焼却施設の年間焼却量、ごみ 1t あたりの乾きガス量及び排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果を用いて、一般廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類の総排出量の推計を行った。

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間における一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の総排出量は約 30 g と推計され、前年の約 31 g から約 1 g 減少した。（別図 5 参照）

これを施設の設置者別に見ると、市町村が設置する施設からの排出量は約 30 g、事業者が設置する施設からの排出量は約 0.08 g と推計された。

なお、調査対象炉のうち調査対象期間における焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等の測定結果がない場合には、前年度測定データ等による補完を行って推計した。ただし、対象期間中に稼働のなかった炉については、調査対象炉に含めていない。

## 参 考 資 料

別表－1 別図－1	一般廃棄物焼却施設（市町村設置）の排ガス中のダイオキシン類濃度の分布
別表－2 別図－2	一般廃棄物焼却施設（事業者設置）の排ガス中のダイオキシン類濃度の分布
別図－3	一般廃棄物焼却施設（市町村設置）の休・廃止状況
別図－4	一般廃棄物焼却施設（事業者設置）の休・廃止状況
別図－5	一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類排出量の推移

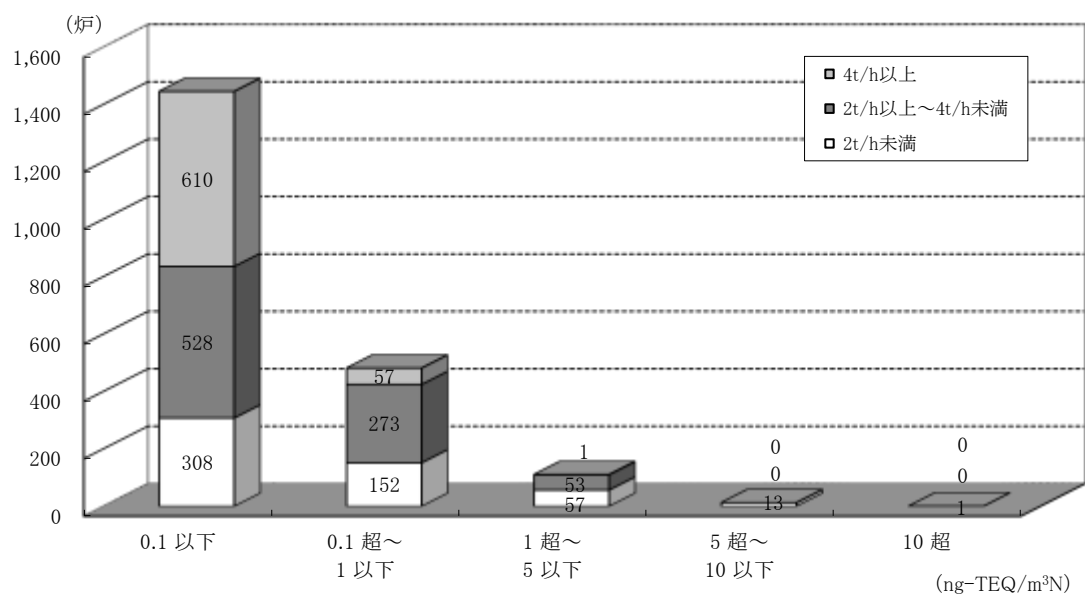
一般廃棄物焼却施設（市町村設置）の排ガス中のダイオキシン類濃度の分布

焼却処理能力	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)					調査炉数 合計
	0.1 以下	0.1 超～ 1 以下	1 超～ 5 以下	5 超～ 10 以下	10 超	
4t/h以上	610	57	1	0	0	668
2t/h以上～4t/h未満	528	273	53	0	0	854
2t/h未満	308	152	57	13	1	531
合計炉数	1,446	482	111	13	1	2,053

注) 調査対象炉 2,113 炉のうち、調査対象期間（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）に排ガス中のダイオキシン類濃度を測定した 2,097 炉について集計した。ただし、複数の炉の共通煙道において測定した場合には 1 炉と計算しているため、調査炉数は 2,053 炉である。

別図－ 1

一般廃棄物焼却施設（市町村設置）の排ガス中のダイオキシン類濃度の分布

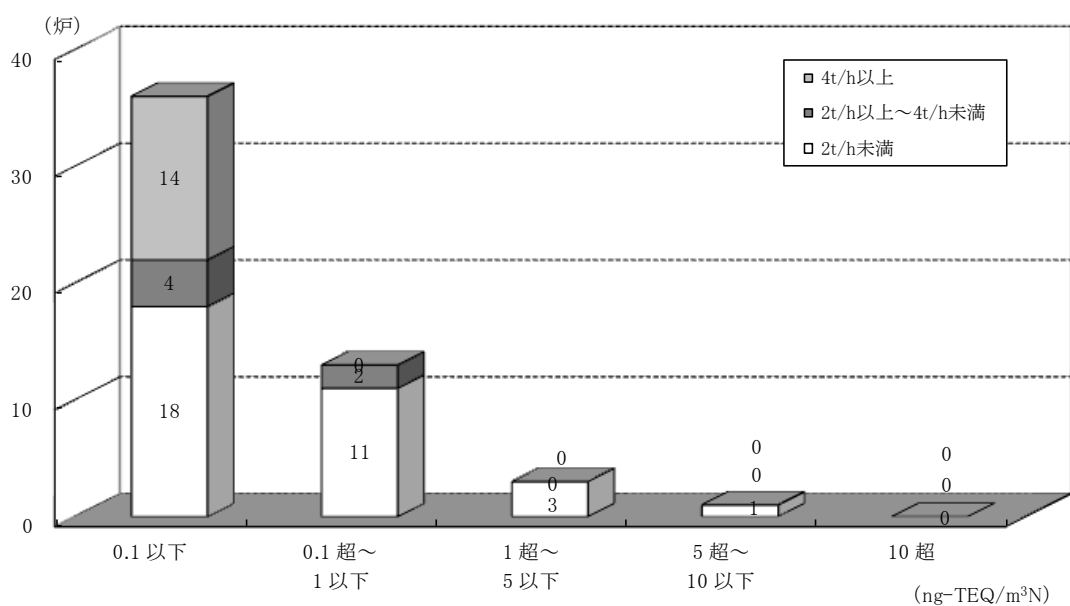


一般廃棄物焼却施設（事業者設置）の排ガス中のダイオキシン類濃度の分布

焼却処理能力	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)					調査炉数 合計
	0.1 以下	0.1 超～ 1 以下	1 超～ 5 以下	5 超～ 10 以下	10 超	
4t/h以上	14	0	0	0	0	14
2t/h以上～4t/h未満	4	2	0	0	0	6
2t/h未満	18	11	3	1	0	33
合計炉数	36	13	3	1	0	53

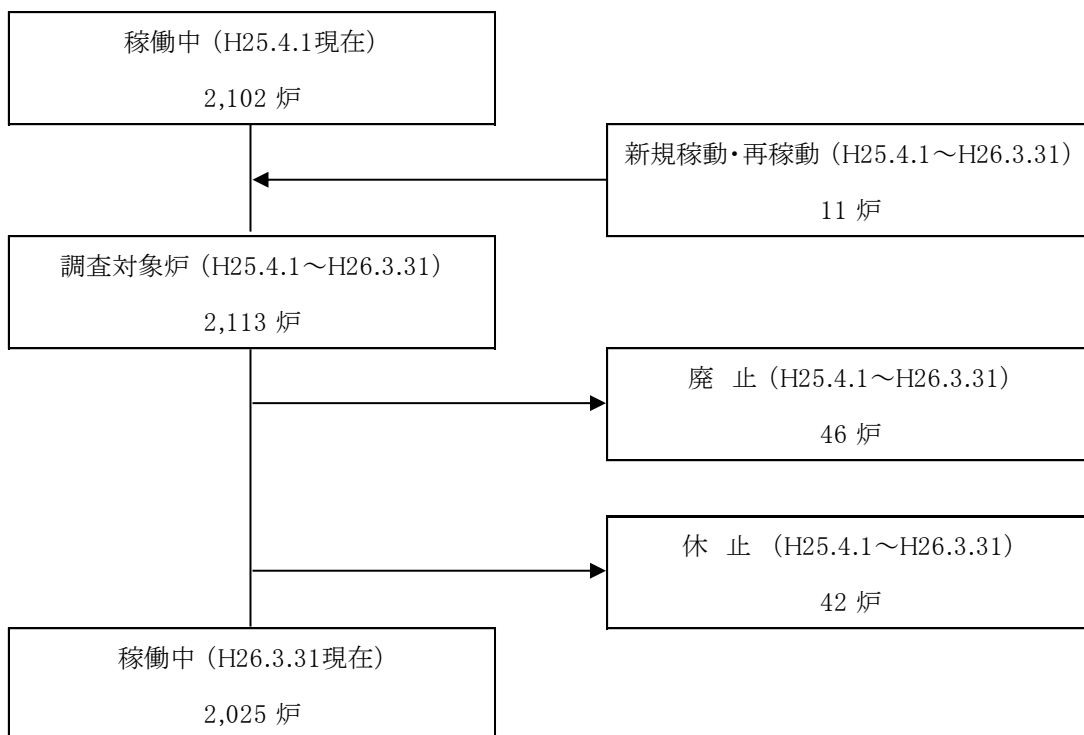
注) 調査対象期間(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)に排ガス中のダイオキシン類濃度を測定した調査対象炉 55 炉について集計した。ただし、複数の炉の共通煙道において測定した場合には 1 炉と計算しているため、調査炉数は 53 である。

一般廃棄物焼却施設（事業者設置）の排ガス中のダイオキシン類濃度の分布

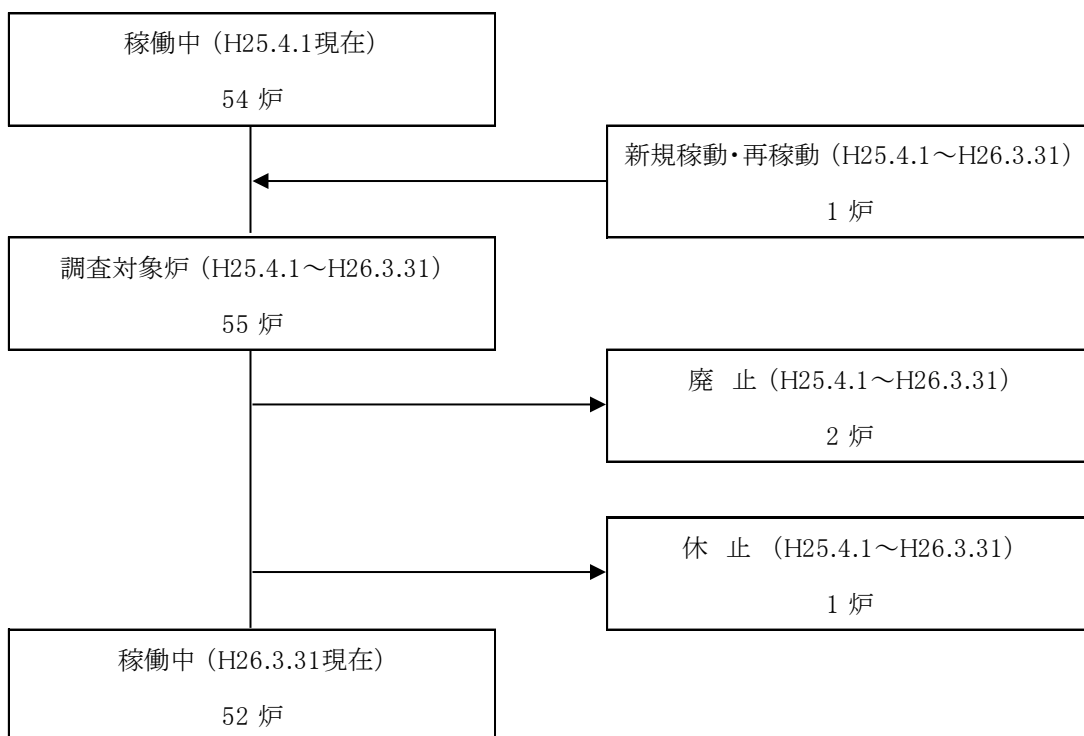




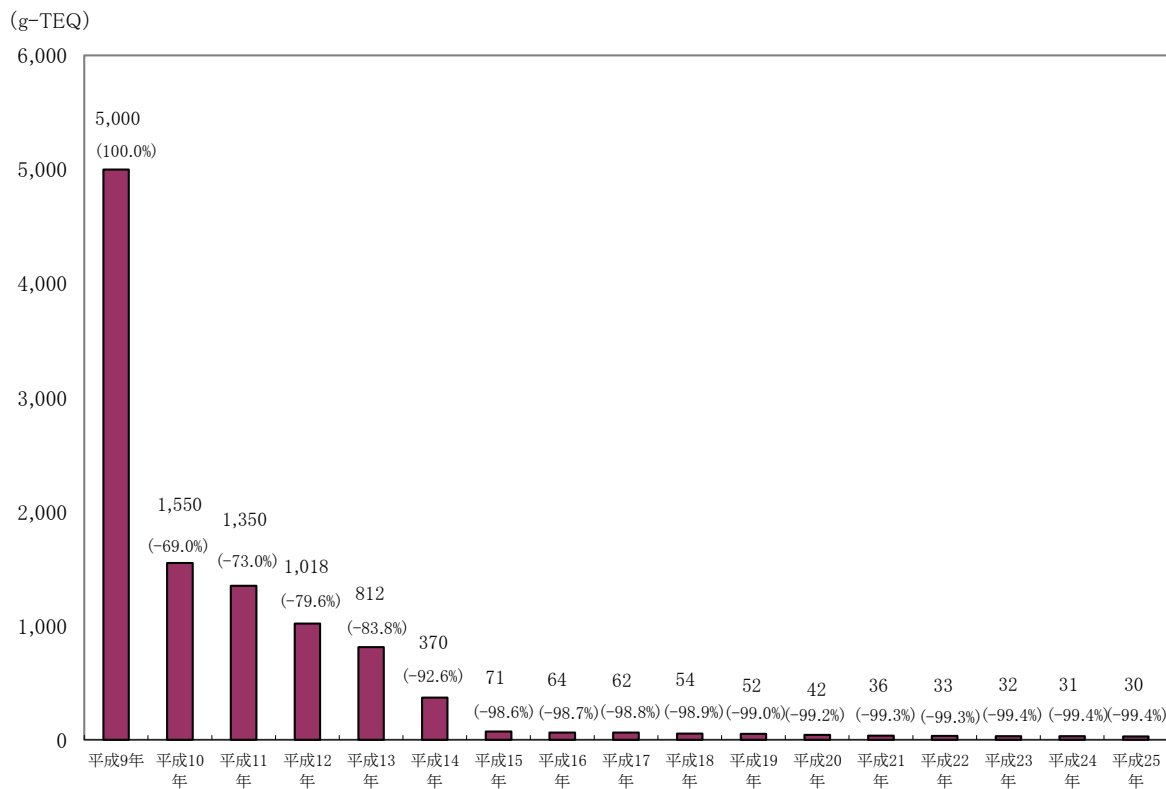
一般廃棄物焼却施設（市町村設置）の休・廃止状況



一般廃棄物焼却施設（事業者設置）の休・廃止状況



一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類排出量の推移



注) 平成9年度から平成17年度の各年においては、12月1日～11月30日における排出量を、平成18年以降においては4月1日から3月31日における排出量を示している。

## 2 産業廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について

### (1) 産業廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度

平成 26 年 4 月 1 日時点で稼働中の産業廃棄物焼却施設 1,361 炉 (1,211 施設<sup>注)</sup>) のうち、測定結果が得られた 1,308 炉の排ガス中のダイオキシン類濃度分布を別図-1 に、産業廃棄物焼却施設の種類ごとのダイオキシン類濃度を別図-2 に、また、都道府県・政令市別ダイオキシン類濃度分布データを別表-1 に示す。

これらのうち、稼働中施設の焼却炉の処理能力に応じた排出基準への適合状況を表 1 に示す。排ガス中のダイオキシン類濃度の基準と比較したところ約 99% の炉が適合していた。

表 1 稼働中施設における焼却炉のダイオキシン類排出基準適合状況

燃焼室の 処理能力	既 設				新 設				合 計		
	排出 基準	適合 炉数	不適合 炉数	有回答 炉数	排出 基準	適合 炉数	不適合 炉数	有回答 炉数	適合 炉数	不適合 炉数	有回答 炉数
4t/h以上	1	128 (100%)	0	128	0.1	131 (99.2%)	1	132	259 (99.6%)	1	260
2以上～ 4t/h未満	5	171 (98.8%)	2	173	1	94 (100%)	0	94	265 (99.3%)	2	267
2t/h未満	10	566 (98.6%)	8	574	5	206 (99.5%)	1	207	772 (98.8%)	9	781
計		865 (98.9%)	10	875		431 (99.5%)	2	433	1,296 (99.1%)	12	1,308

排出基準単位：(ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

注) 平成 9 年 12 月 1 日以前に設置又は設置の許可申請がされていた施設を既設、平成 9 年 12 月 2 日以降に設置の許可申請がされた施設を新設としている。

なお、施設数は、複数の炉が共通煙道を共有する場合は 1 施設としてカウントしている。

また、休止・廃止施設も含めると、排出基準値 1～10ng-TEQ/m<sup>3</sup>N(既設)、0.1～5ng-TEQ/m<sup>3</sup>N(新設)を超えた炉は 17 炉あった。これらの炉での対応状況及び現状について表 2 に示す。

表 2 排出基準値を超えた炉の対応状況及び現状

基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	都道府県・ 政令市名	ダイオキシン 類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	対応状況 (基準値超過判明時点)	現 状 (平成26年4月1日現在)
10 以下	北海道	39	施設の使用停止及び改善を指導	施設を休止し、改善対策中。
	秋田県	18	バグフィルターの交換等を実施	施設改善中
	埼玉県	18	施設の改善を指導	改善後再測定の結果、基準値以下(5.4ng-TEQm <sup>3</sup> N)を確認し、稼働中。
	長野県	76	施設の使用停止及び改善を命令	改善後の再測定の結果、基準値以下を確認(9.3ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)し、稼働中。
	長野県	150.0	結果判明後自主停止、施設の使用停止及び改善を命令	現在使用停止、廃止手続き中
	静岡県	26.0	対策をとり、改善した	改善後の再測定の結果、基準値以下を確認(3.8ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)し、稼働中。
	静岡県	24.0	対策をとり、改善した	改善後の再測定の結果、基準値以下を確認(1.4ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)し、稼働中。
	徳島県	14.0	施設の使用停止及び改善を指導	改善後の再測定の結果、基準値以下を確認(3.7ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)し、稼働中。
	熊本県	11.0	結果判明後自主停止、施設の使用停止及び改善を命令	改善後の再測定の結果、基準値以下を確認(0.31ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)し、稼働中。
	沖縄県	22.0	改善するまで施設使用停止を口頭指導	使用停止中
	京都市	13.0	運転を一時停止中	運転を一時停止中
	さいたま市	56.0	施設の改善を命令	現在使用停止中
5 以下	広島県	7.6	施設の使用停止及び改善を命令	現在使用停止中
	大分市	7.2	バグフィルター入口温度を190度設定にする。	改善後の再測定の結果、基準値以下を確認(0.097ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)し、稼働中。
	兵庫県	11.0	施設の改善を指導。施設を停止し改善対策実施中	休止中
	広島市	7.2	施設の改善を指導	改善後の再測定の結果、基準値以下(0.3ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)を確認し、稼働中。
0.1 以下	豊田市	0.26	排ガス処理施設の清掃及び燃焼温度上昇への改善	使用停止中

注) 平成 25 年度に稼働実績のある炉のうち、調査期間中排ガス中のダイオキシン類濃度の測定値が排出基準を 1 回でも超過した炉を対象としている。(平成 26 年 4 月 1 日現在で休止中 5 炉を含む。)

## (2) 産業廃棄物焼却施設の休・廃止状況

産業廃棄物焼却施設は平成9年12月1日現在5,757施設あったが、その後、平成26年3月31日までの16年4ヶ月の間に延べ4,851施設が廃止となり、稼働中と休止中を合わせた供用中の焼却施設は、平成9年比76%減の1,395施設となった。

なお、前回の調査では、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間に、全1,607施設のうち約21%に当たる333施設が休・廃止していた。

また、今回の調査では、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間に、全1,494施設のうち、112施設が廃止され、これに休止中の184施設を含めると、約20%にあたる296施設が休・廃止していたという結果が得られ、平成26年4月1日現在の稼働施設数は1,211施設であった(表3参照)。なお、都道府県・政令市別のデータは別表-2のとおりである。

表3 産業廃棄物焼却施設の休・廃止状況

	供用中 <sup>注)</sup>	稼働中	休止中	廃止	新規供用
H9.12.1	5,757	—	—	—	—
H10.12.1	4,493 (4,668)	3,840	653	1,393	129
H11.12.1	4,487 (4,456) <2,040万トン>	3,942	545	282	101
H12.12.1	4,259 (4,229) <2,050万トン>	3,705	554	246	49
H13.12.1	3,942 (3,915) <2,310万トン>	3,421	521	311	24
H14.12.1	2,578 (2,561) <2,390万トン>	1,534	1,044	1,387	50
H15.12.1	2,357 (2,362) <2,500万トン>	1,834	523	253	43
H16.12.1	2,247 (2,271) <2,709万トン>	1,887	360	131	16
H17.12.1	2,211 (2,184) <3,012万トン>	1,882	329	78	18
H19.4.1	2,112 (2,149) <3,303万トン>	1,818	294	103	31
H20.4.1	2,064 (2,028) <2,845万トン>	1,779	285	99	14
H21.4.1	1,978 <3,780万トン>	1,678	300	64	14
				86	13

	供用中 <sup>注)</sup>	稼働中	休止中	廃止	新規供用
H22. 4. 1	1,905 (1,841) <3,885 万トン>	1,577	328		
H23. 4. 1	1,750 (1,743) <3,856 万トン>	1,456	294	104	13
H24. 4. 1	1,638 (1,607) <3,495 万トン>	1,354	284	119	13
H25. 4. 1	1,530 (1,494) <3,325 万トン>	1,280	250	83	6
H26. 4. 1	1,395 <3,495 万トン>	1,211	184	112	13
				—	—

注) 「供用中」欄の( )内の数値は、次年度調査における修正後の値である。また、<>内の数値は、各施設の1日あたりの処理能力に稼働日数を乗じて算出した推計年間処理能力である。  
供用中に許可を取消された施設は、平成15年調査以前は回答に従って休止中あるいは廃止に計上したが、平成16年調査以降は廃止として計上した。

### (3) 産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の総排出量の推計

産業廃棄物焼却施設における年間焼却量、排ガス中のダイオキシン類濃度等を基に、産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の総排出量の推計を行った。

推計に当たっては、年間焼却量、排ガス量原単位及び排ガス中のダイオキシン類濃度を掛け合わせたものを全施設について合算した。年間焼却量や排ガス中のダイオキシン類濃度が不明であった施設については、今回の調査で得られた平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までのデータを基に処理能力及び稼働・休止・廃止の別に年間焼却量及び排ガス中のダイオキシン類濃度の平均値を算出し、これを推計値として代入した。

その結果、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間の全国の産業廃棄物焼却施設（調査対象 1,507 施設）からのダイオキシン類の総排出量は、前回の調査結果の約 26 グラムから約 7 グラム減少し、約 19 グラムとの推計結果が得られた。

なお、推計年間焼却量は約 2,342 万トンであった。参考までに、前回の調査における推計年間焼却量は約 2,292 万トン、前々回調査における推計年間焼却量は約 2,309 万トンであった。

<参考> 廃棄物焼却施設から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度の基準  
 廃棄物焼却施設から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度<sub>注)</sub>の基準は次のとおり。

燃焼室の 処理能力	新設炉の基準 (H9.12.1から施行)	既設炉の基準		
		H9.12.1～ H10.11.30	H10.12.1～ H14.11.30	H14.12.1以降
4t/h 以上	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	基準の適用を 猶予	80ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
2t/h～4t/h	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N			5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
2t/h 未満	5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N			10ng-TEQ/m <sup>3</sup> N

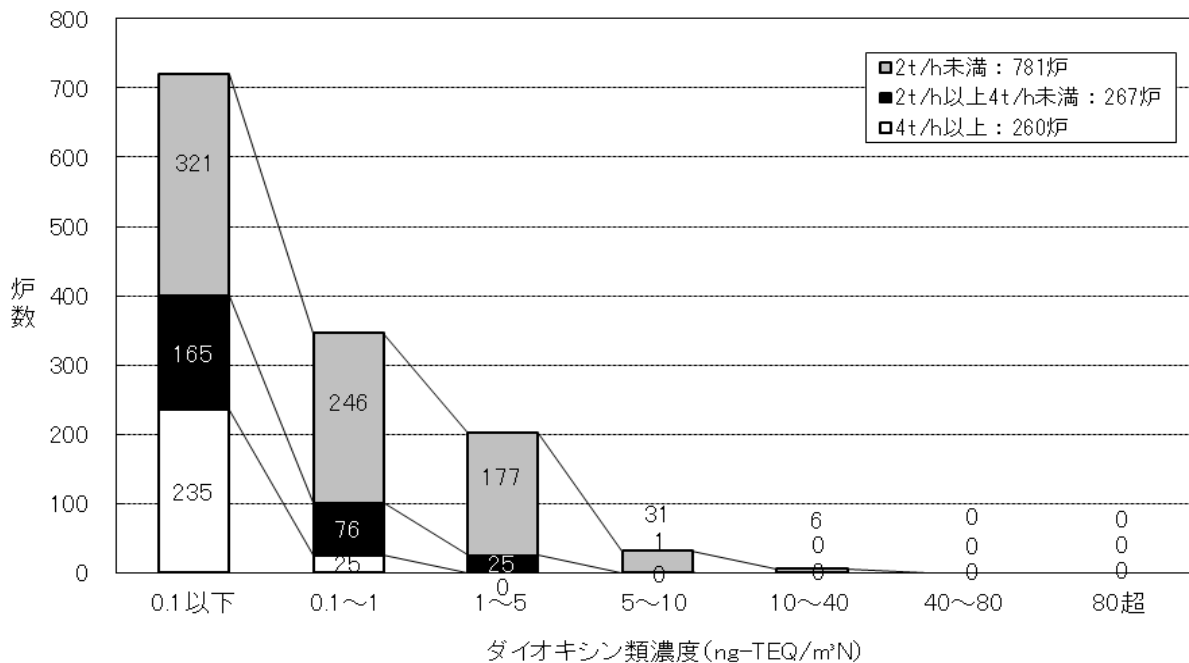
注) 「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) である。なお、基準値は毒性等量 (TEQ) によるものとし、その算出には毒性等価係数 TEF (WHO-TEF(2006)) を用いる。

## 参 考 資 料

別図－１	産業廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度区分別炉数
別図－２	産業廃棄物焼却施設の種類ごとの排ガス中のダイオキシン類濃度区分別構成比
別表－１	産業廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度区分別炉数 (都道府県・政令市別データ)
別表－２	産業廃棄物焼却施設の休・廃止状況 (都道府県・政令市別データ)

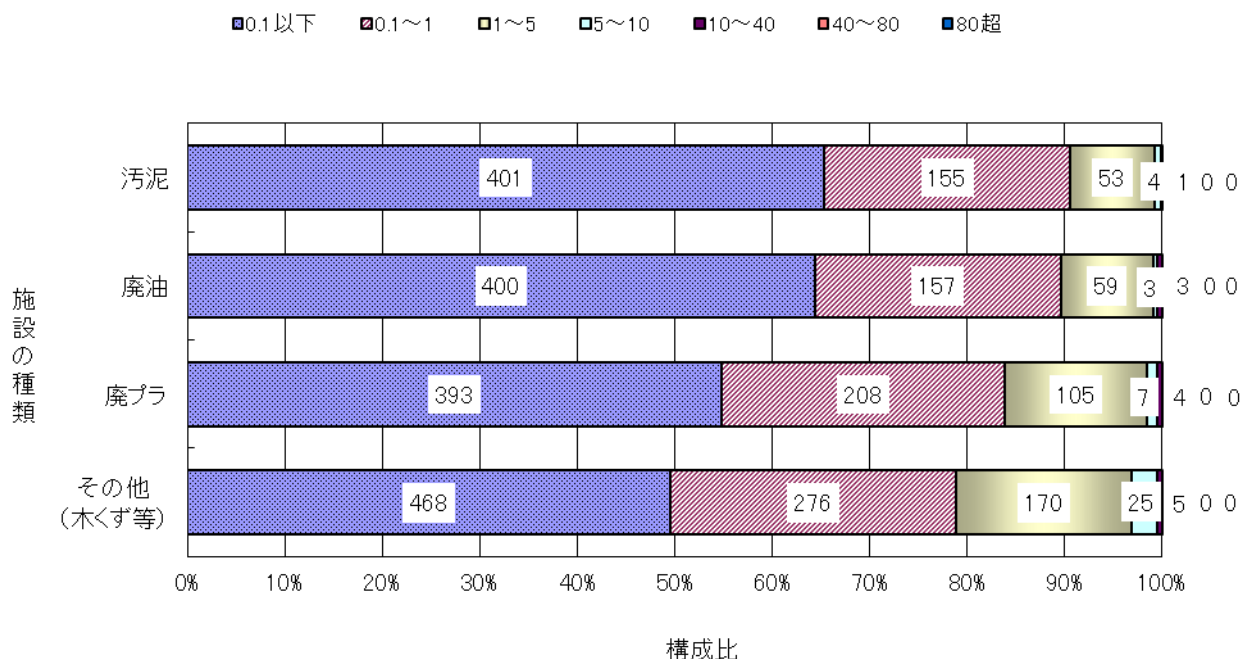


産業廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度区分別炉数



注) 平成 26 年 4 月 1 日現在で稼働中の 1,361 炉のうち、ダイオキシン類濃度を測定していた 1,308 炉のデータ (1 炉で複数回測定している場合は、平均値を適用)

産業廃棄物焼却施設の種類ごとの排ガス中のダイオキシン類濃度区分別構成比



施設の種類	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)							炉合計	濃度 平均値
	0.1以下	0.1超 ～1以下	1超～ 5以下	5超～ 10以下	10超～ 40以下	40超～ 80以下	80超		
汚泥	401	155	53	4	1	0	0	614 炉	0.36
	65.3%	25.2%	8.6%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%	100.0%	
廃油	400	157	59	3	3	0	0	622 炉	0.44
	64.3%	25.2%	9.5%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	100.0%	
廃プラ	393	208	105	7	4	0	0	717 炉	0.64
	54.8%	29.0%	14.6%	1.0%	0.6%	0.0%	0.0%	100.0%	
その他 (木くず等)	468	276	170	25	5	0	0	944 炉	0.85
	49.6%	29.2%	18.0%	2.6%	0.5%	0.0%	0.0%	100.0%	

注) 同一の炉において複数種類の産業廃棄物を処理する場合は、全ての種類に炉数を計上しているため、種類別炉数の和は全炉数と一致しない。  
複数回測定している場合は平均値を採用した。

産業廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度区分別炉数（都道府県・政令市別データ）

No.	都道府県名	0.1以下	0.1超～ 1以下	1超～ 5以下	5超～ 10以下	10超～ 40以下	40超～ 80以下	80超	計
都道府県・政令市 合計		721	347	202	32	6	0	0	1,308
1	北海道	15	13	5	0	0	0	0	33
2	青森県	9	4	8	0	0	0	0	21
3	岩手県	11	1	0	0	0	0	0	12
4	宮城県	5	7	1	0	0	0	0	13
5	秋田県	5	4	2	0	0	0	0	11
6	山形県	6	11	3	0	0	0	0	20
7	福島県	11	5	0	0	0	0	0	16
8	茨城県	32	11	4	2	0	0	0	49
9	栃木県	10	5	4	0	0	0	0	19
10	群馬県	11	5	4	0	0	0	0	20
11	埼玉県	21	19	9	0	1	0	0	50
12	千葉県	35	16	5	0	0	0	0	56
13	東京都	10	8	2	0	0	0	0	20
14	神奈川県	5	1	1	0	0	0	0	7
15	新潟県	27	9	5	0	0	0	0	41
16	富山県	5	0	1	2	0	0	0	8
17	石川県	5	3	0	1	0	0	0	9
18	福井県	7	4	5	0	0	0	0	16
19	山梨県	0	5	3	0	0	0	0	8
20	長野県	6	11	3	0	1	0	0	21
21	岐阜県	12	7	3	2	0	0	0	24
22	静岡県	34	8	10	1	2	0	0	55
23	愛知県	24	16	10	1	0	0	0	51
24	三重県	18	5	0	0	0	0	0	23
25	滋賀県	5	5	5	0	0	0	0	15
26	京都府	5	0	0	0	0	0	0	5
27	大阪府	7	5	2	0	0	0	0	14
28	兵庫県	19	2	1	1	0	0	0	23
29	奈良県	1	4	1	1	0	0	0	7
30	和歌山県	1	1	1	0	0	0	0	3
31	鳥取県	4	4	4	1	0	0	0	13
32	島根県	1	4	3	1	0	0	0	9
33	岡山県	6	3	0	0	0	0	0	9
34	広島県	14	3	6	1	0	0	0	24
35	山口県	36	8	0	1	0	0	0	45
36	徳島県	7	5	2	1	1	0	0	16
37	香川県	10	4	5	0	0	0	0	19
38	愛媛県	18	4	4	0	0	0	0	26
39	高知県	2	2	0	0	0	0	0	4
40	福岡県	4	4	5	0	0	0	0	13
41	佐賀県	5	4	5	2	0	0	0	16
42	長崎県	5	4	0	0	0	0	0	9
43	熊本県	7	3	4	1	0	0	0	15
44	大分県	3	1	1	2	0	0	0	7
45	宮崎県	7	3	3	0	0	0	0	13
46	鹿児島県	2	4	4	1	0	0	0	11
47	沖縄県	2	6	3	0	1	0	0	12

No.	政令市名	0.1以下	0.1超～ 1以下	1超～ 5以下	5超～ 10以下	10超～ 40以下	40超～ 80以下	80超	計
50	旭川市	0	1	0	0	0	0	0	1
51	札幌市	0	1	0	0	0	0	0	1
52	函館市	0	0	0	0	0	0	0	0
54	仙台市	4	1	0	0	0	0	0	5
55	千葉市	2	1	0	0	0	0	0	3
56	横浜市	6	0	1	0	0	0	0	7
57	川崎市	24	1	2	0	0	0	0	27
58	横須賀市	2	0	0	0	0	0	0	2
59	新潟市	7	2	2	0	0	0	0	11
60	金沢市	3	1	2	0	0	0	0	6
61	岐阜市	0	0	1	0	0	0	0	1
62	静岡市	1	5	2	0	0	0	0	8
63	浜松市	5	0	1	0	0	0	0	6
64	名古屋市	1	0	0	0	0	0	0	1
65	京都市	3	0	1	1	0	0	0	5
66	大阪市	7	9	1	0	0	0	0	17
67	堺市	11	0	0	0	0	0	0	11
68	東大阪市	2	0	0	0	0	0	0	2
69	神戸市	2	0	2	0	0	0	0	4
70	姫路市	10	6	1	0	0	0	0	17
71	尼崎市	2	3	2	0	0	0	0	7
72	和歌山市	6	1	1	0	0	0	0	8
73	広島市	5	2	5	0	0	0	0	12
74	呉市	2	0	0	0	0	0	0	2
75	下関市	0	2	1	2	0	0	0	5
76	北九州市	11	6	1	1	0	0	0	19
77	福岡市	4	1	0	0	0	0	0	5
78	大牟田市	2	0	0	0	0	0	0	2
79	長崎市	2	0	0	0	0	0	0	2
80	佐世保市	1	0	0	0	0	0	0	1
81	熊本市	1	0	2	0	0	0	0	3
82	鹿児島市	3	4	1	0	0	0	0	8
83	岡山市	6	10	1	2	0	0	0	19
84	宇都宮市	3	0	0	0	0	0	0	3
85	富山市	7	0	1	0	0	0	0	8
86	秋田市	3	2	0	0	0	0	0	5
87	郡山市	0	2	1	0	0	0	0	3
88	大分市	10	0	2	0	0	0	0	12
89	松山市	2	1	1	0	0	0	0	4
90	豊田市	4	1	0	0	0	0	0	5
91	福山市	5	0	2	0	0	0	0	7
92	高知市	0	1	1	0	0	0	0	2
93	宮崎市	3	0	1	0	0	0	0	4
94	いわき市	14	0	1	1	0	0	0	16
95	長野市	2	0	1	0	0	0	0	3
96	豊橋市	3	2	1	0	0	0	0	6
97	高松市	1	1	3	1	0	0	0	6
98	相模原市	3	7	0	0	0	0	0	10
99	西宮市	2	0	0	0	0	0	0	2
100	倉敷市	16	1	4	0	0	0	0	21

No.	政令市名	0.1以下	0.1超～ 1以下	1超～ 5以下	5超～ 10以下	10超～ 40以下	40超～ 80以下	80超	計
101	さいたま市	2	1	0	1	0	0	0	4
102	奈良市	1	0	0	0	0	0	0	1
103	川越市	2	1	0	0	0	0	0	3
104	船橋市	0	1	1	0	0	0	0	2
105	岡崎市	2	0	2	0	0	0	0	4
106	高槻市	0	0	1	1	0	0	0	2
108	青森市	2	1	1	0	0	0	0	4
110	盛岡市	1	2	0	0	0	0	0	3
111	柏市	1	1	0	0	0	0	0	2
112	久留米市	0	3	0	0	0	0	0	3
114	前橋市	0	1	0	0	0	0	0	1
115	大津市	0	0	1	0	0	0	0	1
116	高崎市	2	0	0	0	0	0	0	2
118	豊中市	0	0	0	0	0	0	0	0
119	那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 各濃度区分の単位は、ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

## 産業廃棄物焼却施設の休・廃止状況（都道府県・政令市別データ）

No.	都道府県名	H25.4.1	H25.4.1～H26.3.31		H26.4.1		
		供用中	新規供用	廃止	供用中	稼動中	休止中
都道府県・政令市 合計		1,494	13	112	1,395	1,211	184
1	北海道	40	0	2	38	29	9
2	青森県	26	0	2	24	21	3
3	岩手県	15	0	0	15	10	5
4	宮城県	15	0	0	15	13	2
5	秋田県	16	0	2	14	9	5
6	山形県	32	0	2	30	24	6
7	福島県	25	0	2	23	17	6
8	茨城県	45	0	1	44	38	6
9	栃木県	19	2	1	20	18	2
10	群馬県	29	0	8	21	17	4
11	埼玉県	58	0	7	51	48	3
12	千葉県	57	0	4	53	51	2
13	東京都	18	0	0	18	18	0
14	神奈川県	12	0	3	9	7	2
15	新潟県	44	0	2	42	39	3
16	富山県	10	0	1	9	9	0
17	石川県	9	0	0	9	9	0
18	福井県	23	0	2	21	14	7
19	山梨県	9	0	2	7	7	0
20	長野県	32	0	5	27	21	6
21	岐阜県	34	0	5	29	22	7
22	静岡県	62	0	2	60	57	3
23	愛知県	62	0	4	58	51	7
24	三重県	27	2	3	26	19	7
25	滋賀県	16	1	2	15	14	1
26	京都府	4	0	0	4	4	0
27	大阪府	19	0	3	16	14	2
28	兵庫県	27	0	4	23	21	2
29	奈良県	12	0	0	12	9	3
30	和歌山県	3	0	0	3	3	0
31	鳥取県	13	1	0	14	12	2
32	島根県	11	0	0	11	10	1
33	岡山県	10	0	1	9	9	0
34	広島県	30	0	2	28	24	4
35	山口県	46	0	0	46	45	1
36	徳島県	20	0	3	17	13	4
37	香川県	22	0	2	20	17	3
38	愛媛県	30	0	3	27	24	3
39	高知県	4	0	0	4	3	1
40	福岡県	20	0	3	17	15	2
41	佐賀県	19	0	3	16	14	2
42	長崎県	13	0	0	13	9	4
43	熊本県	17	0	1	16	16	0
44	大分県	5	0	0	5	5	0
45	宮崎県	14	1	1	14	13	1
46	鹿児島県	18	0	4	14	10	4
47	沖縄県	9	0	0	9	9	0

No.	都道府県名	H25.4.1	H25.4.1～H26.3.31		H26.4.1		
		供用中	新規供用	廃止	供用中	稼働中	
						稼働中	休止中
50	旭川市	1	0	0	1	1	0
51	札幌市	1	0	0	1	1	0
52	函館市	1	0	0	1	0	1
54	仙台市	4	0	0	4	4	0
55	千葉市	2	0	0	2	2	0
56	横浜市	9	0	0	9	6	3
57	川崎市	24	0	0	24	23	1
58	横須賀市	2	0	0	2	2	0
59	新潟市	13	0	0	13	12	1
60	金沢市	8	0	0	8	6	2
61	岐阜市	3	0	2	1	1	0
62	静岡市	6	0	0	6	6	0
63	浜松市	6	0	0	6	6	0
64	名古屋市	3	0	0	3	1	2
65	京都市	5	0	2	3	3	0
66	大阪市	15	0	0	15	13	2
67	堺市	8	1	1	8	8	0
68	東大阪市	3	0	0	3	3	0
69	神戸市	4	0	0	4	4	0
70	姫路市	14	1	0	15	15	0
71	尼崎市	6	0	0	6	6	0
72	和歌山市	5	0	0	5	5	0
73	広島市	18	0	1	17	12	5
74	呉市	2	1	0	3	2	1
75	下関市	6	0	0	6	5	1
76	北九州市	17	0	1	16	15	1
77	福岡市	6	0	0	6	5	1
78	大牟田市	2	0	0	2	2	0
79	長崎市	2	0	0	2	2	0
80	佐世保市	1	0	0	1	1	0
81	熊本市	5	0	0	5	3	2
82	鹿児島市	9	1	1	9	7	2
83	岡山市	17	0	1	16	14	2
84	宇都宮市	2	1	0	3	3	0
85	富山市	8	0	0	8	8	0
86	秋田市	6	0	0	6	5	1
87	郡山市	3	0	0	3	3	0
88	大分市	20	0	2	18	12	6
89	松山市	6	0	1	5	4	1
90	豊田市	4	1	0	5	5	0
91	福山市	7	0	1	6	4	2
92	高知市	3	0	0	3	1	2
93	宮崎市	2	0	0	2	2	0
94	いわき市	17	0	0	17	15	2
95	長野市	4	0	1	3	3	0
96	豊橋市	6	0	0	6	6	0
97	高松市	8	0	1	7	6	1
98	相模原市	8	0	1	7	7	0
99	西宮市	2	0	0	2	2	0
100	倉敷市	18	0	0	18	17	1

No.	都道府県名	H25.4.1	H25.4.1～H26.3.31		H26.4.1		
		供用中	新規供用	廃止	供用中	稼働中	
						稼働中	休止中
101	さいたま市	5	0	0	5	4	1
102	奈良市	1	0	0	1	1	0
103	川越市	3	0	0	3	3	0
104	船橋市	4	0	2	2	2	0
105	岡崎市	4	0	0	4	4	0
106	高槻市	2	0	0	2	2	0
108	青森市	5	0	1	4	3	1
110	盛岡市	4	0	0	4	3	1
111	柏市	2	0	0	2	2	0
112	久留米市	3	0	1	2	2	0
114	前橋市	4	0	0	4	1	3
115	大津市	1	0	0	1	1	0
116	高崎市	3	0	0	3	3	0
118	豊中市	0	0	0	0	0	0
119	那覇市	0	0	0	0	0	0